

第 2 2 号議案関係資料

慣行の取扱いについて

平成 1 5 年 5 月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(11) 慣行の取扱い

総務専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	市紋章							B	
2	市旗							B	
3	市民歌			x	x			B	
4	市民憲章							B	
5	名誉市民							B	
6	市木・市花							B	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講ずることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(11) 慣行の取扱い



総務専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 市紋章	鹿児島市紋章 	吉田町紋章 	桜島町紋章 	喜入町紋章 
2 市旗	鹿児島市旗 	吉田町旗 町紋章の図柄を町旗に使用	桜島町旗 町紋章の図柄を町旗に使用	喜入町旗 町紋章の図柄を町旗に使用
3 市民歌	鹿児島市民歌 原詞:高城 俊男 補詞:鹿児島市民歌制定委員会 作曲:中田 喜直	吉田町町民歌 作詞:養手 重則 作曲:鎌田 範政	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(11) 慣行の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
松元町町章 	郡山町章 	1市 5町とも市 (町) 紋章等を有している。	鹿児島市の市紋章を用いるものとする。
松元町旗 町章の図柄を町旗に使用	郡山町旗 町章の図柄を町旗に使用	1市 5町とも市 (町) 旗を有している。	鹿児島市の市旗を用いるものとする。
松元町民歌 作詞 内 与詞守 作曲 涉 秀豊	郡山町歌 作詞 郡山町学校教育振興会 作曲 郡山町学校教育振興会 編曲 坂下 滉	1市 3町で市 (町) 民歌を有している。	鹿児島市の市民歌を用いるものとする。

行政制度等の調整方針(案)

(11) 慣行の取扱い

総務専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
4 市民憲章	<p>鹿児島市民憲章(昭和42年4月29日)</p> <p>趣旨 :めぐまれた郷土を、一層すぐれた近代都市として発展させるため、市民憲章を定め、つぎのことがらを守り力強く前進したい。</p> <p>一 わたしたち鹿児島市民はみんな力をあわせて美しい町をつくりましょう</p> <p>一 わたしたち鹿児島市民はみんなよく働いて豊かな町をきずきましょう</p> <p>一 わたしたち鹿児島市民はみんなきまりを守って明るい町にいたしましょう</p> <p>一 わたしたち鹿児島市民はみんな助け合って子供たちの幸福を守りましょう</p> <p>一 わたしたち鹿児島市民はみんなあたたかい心で旅行者をむかえましょう</p>	<p>吉田町民憲章(昭和47年11月1日)</p> <p>わたしたちは、吉田町民であることに誇りと自覚をもち、みんなで住みよいまちをつくるため、この憲章を定めます。</p> <p>健康 :わたしたち吉田町民は、心身をきたえ健康な町をつくりまします。</p> <p>勤勉 :わたしたち吉田町民は、みんなよく働き豊かな町をつくりまします。</p> <p>協力 :わたしたち吉田町民は、心をあわせ美しい町をつくりまします。</p> <p>教育・文化 :わたしたち吉田町民は、教育をすすめて伸びゆく町をつくりまします。</p> <p>平和 :わたしたち吉田町民は、きまりを守り明るい町をつくりまします。</p>	<p>桜島町町民憲章(昭和48年5月1日)</p> <p>趣旨 :常に教養を高め、力を合わせていっそう住みやすいわたしたちの郷土として発展させるために、ここに町民憲章を定め、つぎのことがらを守り、力強く前進していきたい。</p> <p>1 わたしたち桜島町民は みんな心身を鍛えて健康な町をつくりましょう</p> <p>1 わたしたち桜島町民は みんなよく働いて豊かな町をきずきましょう</p> <p>1 わたしたち桜島町民は みんなきまりを守って明るい美しい町にいたしましょう</p> <p>1 わたしたち桜島町民は みんなよい家庭をきずき子どもたちの幸福を守りましょう</p> <p>1 わたしたち桜島町民は みんなあたたかい心で旅行者をむかえましょう</p>	<p>町民憲章(昭和51年10月)</p> <p>わたくしたちは、喜入町民として、さらに郷土愛の精神にもえて、和をもって、よりうるわしくゆたかで住みよい町をつくるため、ここに町民憲章を定め実践に努めます。</p> <p>一 わたくしたちはちからを合わせ美しい町をつくりまします。</p> <p>二 わたくしたちはきまりを守り明るい町をつくりまします。</p> <p>三 わたくしたちはからだをきたえ健康な町をつくりまします。</p> <p>四 わたくしたちはももにはたらき豊かな町をつくりまします。</p> <p>五 わたくしたちはすすんで学び文化の町をつくりまします。</p>

(様式2) その2

(11) 慣行の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>松元町民憲章 (昭和45年3月)</p> <p>お茶のかおりと伸び行く若さをほこりとするわたしたち松元町民は</p> <p>だれとも えがおで はなしあう いつでも ひろく ふかく かんがえる どこまでも ごんきよく やりとあす みんな そろって よりよくいきる</p> <p>という信条をもって明るく豊かな町をつくれます。</p>	<p>郡山町町民憲章 (昭和51年10月)</p> <p>私たちは明るく豊かな町づくりをめざし次のことを生活信条とします。</p> <p>1.進んで研修に努め、スポーツに親しみます。</p> <p>1.お互いに力を合わせ、地域や町のためにつくします。</p> <p>1.よい家庭をつくり、地域ぐるみで青少年をりっぱに育てます。</p> <p>1.産業を盛んにし、郷土の自然をたいせつにします。</p>	<p>若干、文言や内容が異なる。</p>	<p>鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(11) 慣行の取扱い

総務専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 名誉市民	(1)公の式典への参列 (2)施設使用料等の減免 (3)弔詞、弔花、弔慰金の贈呈 (4)その他必要と認める待遇	(1)~ (4)鹿児島市と同じ	(1)~ (4)鹿児島市と同じ	(1)~ (4)鹿児島市と同じ (5)特に議会が議決した者は公葬を行い 又は功績碑を建てることができる
6 市木・市花	市 木 :くす 市 花 :きょうちくとう	町 木 該当なし。 町 花 該当なし。 町花木 :もくせい	町 木 :あこう 町 花 :さくら	町 木 :メアサスギ 町 花 :ツワブキ

(様式2) その2

(11) 慣行の取扱い

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
(1)~ (4)鹿児島市と同じ	(1)~ (4)鹿児島市と同じ (5)名誉町民としての名誉維持のため、 必要がある場合は本人の生活に対する 便宜の供与又は援護	制度内容が一部異なる。	鹿児島市の制度に統合するものとする。
町 木 :イヌマキ 町 花 :菊 町花木 :ツツジ	町 木 :イヌマキ 町 花 :カンナ 町花木 :つつじ	市 (町)木、市 (町)花等が異なる。	鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。